

## 「山口県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）」の策定について

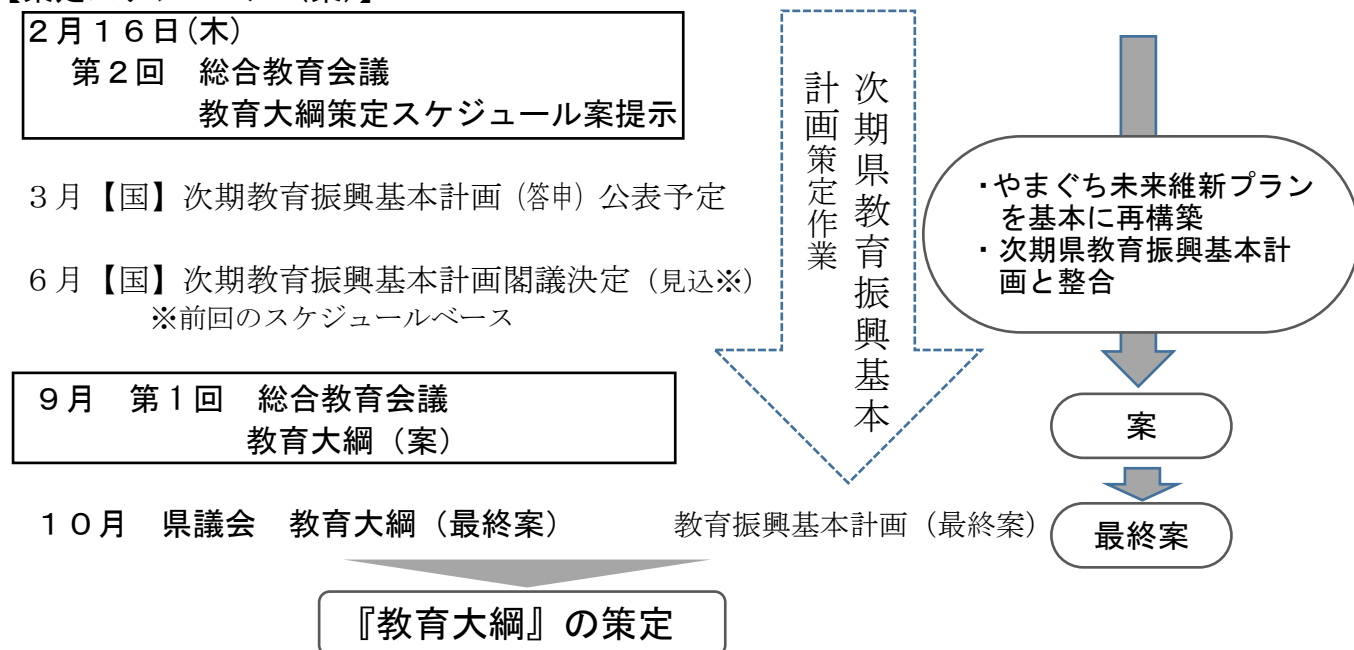
### 【趣旨等】

教育大綱は、地方教育行政組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、知事が定める山口県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本的な方針であり、国の教育振興基本計画に規定する「基本的な方針」を参酌して策定するもの  
 現在、国において次期（第4期）教育振興基本計画の策定に向けて検討中  
 ⇒次期教育振興基本計画の「基本的な方針」は別紙参照

### 【次期教育大綱の策定方針（案）】

国の次期教育振興基本計画の「基本的な方針」を踏まえながら、県の総合計画である「やまぐち未来維新プラン」に記載した事項のうち、教育、学術及び文化に関する事項を再構築（次期県教育振興基本計画と整合）

### 【策定スケジュール（案）】



### 【参考（関係法令）】

#### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

#### ○教育基本法

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。